

入会及び退会規定

第1条（総則）

一般社団法人コンクリートディレクター協会の正会員及び賛助会員となろうとする者は、本規定に定める入会規定、手続き等に従うこととする。

第2条（定義）

本会の会員は、特別会員、コンクリートに関する事業を行う正会員及び賛助会員（以下併せて「会員」という）とする。

第3条（入会の条件）

1 本会に正会員及び賛助会員として入会を希望する者は、理事1名の推薦及び代表理事の承認を必要とする。

2 本会の定款、規定、決定事項並びに関係法令を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

3 会員相互の緊密なる協力により、品位の保持と社会的地位の向上に努め、本会の発展のために協調できなければならない。

4 反社会的勢力との関係を有していないこととする。

5 本会の正会員になろうとする者は、入会后本会が要請する以下の事項に協力することとする。

（1）研修会等への参加

（2）調査統計への回答

（3）消費者並びに行政機関等からの相談等への適切かつ迅速な対応

（4）本会から求められた事項についての報告

第4条（入会手続）

本会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事1名の推薦を得たうえ、別に定める入会届兼誓約書を提出するものとする。また、上記以外に本会が必要とする資料の提出を求めることがある。

第5条（審査）

1 事務局は、正会員及び賛助会員となろうとする者については、入会規定に則しているか予備審査を行い、代表理事に報告する。

2 代表理事は、事務局からの報告に基づき基準を満たしているか審査を行い、入会を承認する。

第6条（入会）

代表理事の承認を受けた者は、入会を承認された月から30日以内に入会金及び年会費を納付しなければならない。年会費は、承認された日の翌月から、

1 事業年度当たりの会費の金額を月割計算することにより算出し納付するものとする。また、収めた入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返金しない。

第7条（退会）

会員は、代表理事が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

第8条（再入会）

過去に本会の正会員及び賛助会員であった者で再入会を希望する場合は、前条の第三条、第四条、第五条、第六条の規定を準用する。

第9条（除名）

本会は、会員の代表者、責任者、経営権を有する者が反社会的勢力と認められたとき及び反社会的勢力に関与していると認められたとき又は、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第10条（資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退会したとき
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- （4）破産手続きの開始の決定を受けたとき
- （5）正当な事由なく年会費の支払義務を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
- （6）除名されたとき
- （7）総社員の同意があったとき

第11条（その他）

この規定に定めない事項又は疑義については、総会で審議のうえ決定する。

附 則

この規定は、一般社団法人設立登記の日より実施する